

# 居宅介護支援事業所 シェアハピネス 重要事項説明書

令和7年5月1日

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社SOCサポート
代表者氏名	代表取締役 佐々木 ゆう子
本社所在地	広島市中区上幟町7番12-1501号

## 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援 シェアハピネス
介護保険指定事業者番号	3470214887
事業所所在地	広島市安佐南区伴中央二丁目8番13号アリウス2番館103号室
連絡先	TEL: 082-836-7770 FAX: 082-836-7775 管理者 三分一 あい
事業所の通常の事業の実施地域	広島市(諸島を除く)

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図るよう努めます。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く)
営業時間	8:30～17:30

### (4) 事業所の職員体制

管理者	常勤兼務 1名
介護支援専門員	2名以上

## (5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法
<ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者状況の把握</li><li>② 居宅サービス計画の作成</li><li>③ 居宅サービス事業者との連絡調整</li><li>④ サービス実施状況の把握、評価</li><li>⑤ 給付管理</li><li>⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助</li><li>⑦ 相談業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の相談を受ける場所 利用者様のご自宅および事業所</li><li>② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン</li><li>③ サービス担当者会議の開催場所 利用者様のご自宅および事業所</li><li>④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月（その他必要に応じる）</li></ul>

※上記内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険給付の対象となり、利用者負担はありません。

### 3 その他の費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

### 4 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

### 5 人権擁護と高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 三分一 あい

虐待防止を啓発・普及するための委員会を設置します。研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 7 事故発生時の対応方法について

訪問時に緊急事態に遭遇した場合は、利用者のご家族や主治医に連絡するなど、ご利用者の生命、安全を第一に考え方行動します。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保障の概要 福祉事業者総合賠償責任保険

## 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常事態における業務再開を円滑に進めるため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施するよう努めます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 10 非常災害対策

- (1) 災害対策に関する担当者を事業所に置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
担当者：三分一 あい
- (2) 非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成します。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおりとします。

### 《相談・苦情申立の窓口》

#### (1) 相談窓口・苦情窓口

居宅介護支援事業所 シェアハピネス 担当 三分一 あい

所在地 広島市安佐南区伴中央二丁目8番13号103号室

電話番号 082-836-7770

受付時間 8:30~17:30(土日祝は休み)

#### (2) その他の窓口

##### ① 広島市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話番号 082-504-2183(直通)

受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)

##### ② 広島県国民健康保険団体連合会

所在地 広島市中区東白島町19番49号

電話番号 082-554-0783

受付時間 9:00~17:00(土日祝休み)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号）第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援の提供に係る契約締結時の重要事項を説明しました。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在 地	広島市中区上幟町7番12-1501号
	法人名	株式会社SOCサポート
	代表者名	代表取締役 佐々木 ゆう子
	事業所名	居宅介護支援事業所シェアハピネス
	説明者氏名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。また、この文章が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	

署名代行者 (又は法定代理人)	住 所	
	本人との続柄	
	氏 名	



# 個人情報使用同意書

## ＜個人情報保護の趣旨＞

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## ＜個人情報利用範囲＞

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

居宅介護支援事業所 シェアハピネス 御中

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

家族の代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_